医対第２５４９号

平成３０年１０月１１日

　大阪府内各病院長　様

　大阪府健康医療部保健医療室長

医療機関の平時からの協定締結の必要性について

　日ごろから、本府健康医療行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省の「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において、災害時を想定した平時における燃料等の供給手段の確保について議論が行われ、本年７月に別添の「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会における議論の整理」により、下記内容のとおり災害拠点病院以外の医療機関に対しても方針がまとめられました。

つきましては、別添のとおり厚生労働省医政局長より通知がありましたので、内容をご確認いただき、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、協定の締結にあたっては、通常取引のある業者と相談していただきますようお願いいたします。

記

災害時を想定した平時における燃料等の供給手段の確保について

（方針）

|  |
| --- |
| －連絡先－〒540-8570（府庁専用郵便番号）大阪府健康医療部保健医療室医療対策課救急・災害医療グループ（担当）中江、山上電話：06-6941-0351（内線）2533FAX：06-6944-6691Email：iryotaisaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp |

○災害拠点病院以外の医療機関に対しても、食料、飲料水、医薬品、燃料について、特定の業者が被災等で配送ができなくなる事態に備え、平時から複数の業者等と、災害時に優先的に燃料の供給を受けるためには、協定を締結することが必要である。